

「登録事務支援センター」設置のお知らせ



今般、JCIでは、相続等の特殊な登録手続きを迅速に処理するため、「登録事務支援センター」を本部（東京）に設置し、令和3年7月から運用を開始しました。

別表（次ページ）に示す9種類の特殊な登録手続きに関するお問合せにつきましては、登録センターの専門スタッフがご案内しますので、下記の電話番号までご連絡ください。

お問合せの内容により、電話番号が異なります。

※船舶が特定されている場合、お手元に船舶番号（例 236-12345）をご準備のうえ、お電話ください。

相続、共同所有者などの特殊な登録
（次ページの9種類）に関するお問合せ先

■ 登録事務支援センター（直通）

TEL 03-3239-1155

受付時間：9:00～11:30、13:00～16:00
- 土日・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）を除く -

その他の登録、検査など
に関するお問合せ先

[こちら（支部一覧）](#)

または

[よくあるご質問](#)

登録センターの対応業務

- ・ 別表（次ページ）に示す特殊な登録申請に係る「お客様からのお問合せ」、「支部へ提出された申請書類の書類審査」及び「お客様への補正に関するご連絡」となります。

⚠ 注意事項

- ・ 申請書等の提出（送付）先は、従来どおり 最寄りの支部 となります。
- ・ 登録センターが書類審査を行うことから、「申請内容に不備がある場合等のご連絡」についても、登録事務支援センター（直通）03-3239-1155 の番号よりご連絡させていただくことがございます。

登録事務支援センターにおいて実施する特殊な登録の種類

○ 登録申請のうち **下記の9種類** に該当するもの

	種類	内容
1	相続	所有者が亡くなられた場合の登録
2	共同所有	新所有者又は旧所有者が複数存在する場合の登録
3	氏名(姓名)・会社名等の変更	氏名(姓名)の変更や会社の社名及び住所変更により、戸籍謄本・登記簿謄本の確認を要する場合の登録
4	未成年者	新所有者又は旧所有者が未成年の場合の登録
5	利益相反行為	法人と当該法人の取締役との間において行われる譲渡や同一人物が取締役を務める法人間における譲渡等による登録
6	承継	法人の合併や分割などによる登録
7	会社倒産等	会社閉鎖に向けた清算手続き中の法人が所有する船舶の譲渡や会社破産に伴う船舶の譲渡による登録
8	嘱託	裁判所や税務署等による差押や仮処分等による登録
9	判決	裁判により所有権移転の判決が確定した登録

■ 登録事務支援センター(直通)

TEL 03-3239-1155

受付時間：9:00～11:30、13:00～16:00

- 土日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3)を除く -